

当院における院内感染防止対策に関する取組事項

1 院内感染対策に係る基本的な考え方

感染対策は患者の皆様に安全かつ適切な医療を提供するうえで不可欠なものです。一方、職員についても針刺し事故などによる感染の危険性が高く、感染対策は安心して働く環境整備の面からも極めて大事なものとなります。当院では感染対策を確立するために、実効性を伴った指針・マニュアルの作成、組織の整備、教育・研修など系統だった対策を実施しています。また万が一、院内感染が発生した場合、あるいはそれが疑われた場合は、速やかな対応・原因追及とともに、これを次の感染対策に活かす体制が必要となります。感染対策の対象は目にみえない微生物等であり、医療の進歩に伴う耐性菌の出現、易感染性患者の増加等、病原体と宿主の関係は複雑となっていますが、このような中で感染対策は粘り強さが要求される業務となっています。感染対策を高いレベルで維持していくために職員が情報を共有し、共通の認識を持って対応することが極めて重要であると考えています。

2 院内感染対策に係る組織体制、業務内容

院内感染対策は強固な体制・組織をつくり職員一丸となって取り組むことが重要であることから、院内感染対策委員会が中心となり感染対策に取り組んでおり、ICT（感染制御チーム）とリンクナース等を設置し日常の監視および院内感染発生時に対応しています。また、アウトブレイクがあった場合、感染対策委員会委員、ICT および関係部署職員が一時的にチームをつくり、臨機応変に感染対策に当たっています。

3 抗菌薬適正使用のための方策

AST（抗菌薬適正使用支援チーム）を設置しており、抗菌薬治療の最適化のために、抗菌薬の種類や用法・用量（PK-PD、TDM）、治療期間を適切にモニタリングし、必要時には抗菌薬ラウンドや主治医へのアドバイスを行っています。また原因菌を特定するために患者検体の適切な採取方法を推進しています。

4 他の医療機関等との連携体制

当院を含め感染対策向上加算 1（厚生労働大臣が定める基準を満たした医療機関）の届出を行っている 4 施設と連携し、相互に院内感染対策状況のチェックを年 1 回実施しています。また、郡山保健所、天理地区医師会と連携し感染対策向上加算 3 の届出を行っている医療機関と合同で年 4 回の感染対策合同カンファレンスを実施しています。さらに、連携している感染対策向上加算 3 及び外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関に対し、必要時に院内感染対策に関する助言等を行う体制を有しています。

公益財団法人 天理よろづ相談所病院

揭示	許可者	院長	No.	124
許可	許可日	R5.3.23	期間	R5.4.1～